

CNRA 公聴会概要

2026/01/26 13:30-16:00

<https://www.youtube.com/watch?v=JGWAoTtn6sc>

主催側スピーカー

- FSC ジャパン 三柴ちさと
- Preferred by Nature 小林有人
- FoE ジャパン 三柴淳一

参加者：91 名（参加登録者：121 名）

1. 公聴会の背景・目的

本オンライン公聴会は、現在パブリックコンサルテーションに付されている**日本の FSC セントラル・ナショナル・リスクアセスメント (CNRA) 第 1 草案**について、ステークホルダーから意見を聴取することを目的として開催された。

CNRA は、FSC 管理木材 (Controlled Wood) の調達に用いられるリスク評価文書であり、違法伐採、人権侵害、HCV (高い保護価値) への影響、森林転換等、FSC が許容しない供給源に由来するリスクを評価するものである。

従来の**ナショナル・リスクアセスメント (NRA) **と異なり、CNRA は FSC 本部主導で策定され、NRA が存在する場合は NRA が優先されるという位置づけにある。

今回の CNRA 策定は、**EU 森林破壊防止規則 (EUDR) **との整合を図るための新たなりスクアセスメント枠組みに基づいて進められており、FSC 認証制度内部での利用にとどまらず、EUDR 対応を検討する非認証事業者が任意で参照可能な文書となる点が大きな変更点である。

2. CNRA 策定の経緯とプロセス

FSC ジャパンからは、以下の経緯が説明された。

- 日本では 2014 年に最初の NRA が承認され、その後 2015 年に旧 CNRA が作成され、それに基づく現行 NRA が 2018 年に承認
- 2019 年に「FSC ミックス製品および管理木材に関する戦略」が公表され、管理木材制度の強化方針が示された
- EUDR の登場により、FSC 管理木材と EUDR 要件を整合させた新たなリスクアセスメント枠組みが 2024 年に発行
- 各国で短期間に CNRA を策定することが求められ、日本は優先度第 2 グループとして 2025 年末までの策定を目標に作業が開始

日本 CNRA の第 1 草案は、公募により選定された Preferred by Nature (PbN) が策定し、FoE ジャパンが技術的分析を担当している。

策定プロセスは、コンサルタントによる草案作成と FSC 本部レビューを何度も繰り返す形で進められ、現時点では本部が了承した第 1 草案がパブリックコンサルテーションに付されている。

FSC ジャパンからは、今回の CNRA 策定が**時間的制約の強い、粗いプロセス**にならざるを得ないこと、その点について国内組織が裁量を持てる余地はほとんどないことも説明された。

3. CNRA 第 1 草案の全体像と特徴 (PbN, FoE ジャパンからの説明)

3.1 用語・構成の変更

今回の CNRA では、EUDR との整合のため以下の変更が行われている。

- 従来の「低リスク」 → **無視できるリスク (negligible risk)**
- 従来の「特定リスク」 → **無視できないリスク (non-negligible risk)**
- 評価指標数は **33 指標から 64 指標へ増加**
 - 単純な増加ではなく、既存指標の細分化を中心

また、評価は日本全体を以下の **8 地域区分** (林野庁 6 ブロック + 北海道・沖縄) で行い、さらに原材料のソースタイプ (国有林、公有林、私有林〔経営計画の有無〕) で区分している。

3.2 無視できないリスクとされた主な分野

FoE ジャパンから、64 指標のうち暫定的に **16 指標** が無視できないリスクと評価されていることが説明された。主な論点は以下の通りである。

1. 土地利用・管理

- 私有林における誤伐・盗伐リスク
- 全国一律評価とするか、地域限定とするかは意見募集段階

2. 税・使用料の支払い

- 盗伐事例における口頭契約・無届伐採を背景に、税支払い不履行リスクを指摘

3. 汚職・文書改ざん

- 実際の盗伐事件で伐採届の偽造があった事例を根拠にリスクありと評価

4. 森林管理・環境保護

- 再造林未済
- 不適切な森林作業道による土砂災害・土壤劣化リスク
- 主に私有林を対象とした評価

5. 労働安全衛生

- 一人親方の労災保険未加入
- PPE (個人防護具) 未使用

- 放射線被ばくリスク（地域限定）

6. 労働者の権利・人権

- 労働時間
- ジェンダー平等（法整備および運用面）

7. 先住民族・第三者の権利

- 北海道におけるアイヌ民族の権利について、2018年 NRA と同様に継続してリスク評価

8. デューデリジェンス

- クリーンウッド法が、経営計画のない私有林に対して十分な予防効果を持つかという点への懸念

9. 森林転換（コンバージョン）

- 太陽光発電施設への転換事例を背景に、一部指標でリスクを暫定評価一方で、貿易・輸送、HCV、遺伝子組換え樹木（GMO）については、現時点では無視できるリスクとされている。

4. コンサルタント側の認識とスタンス

Preferred by Nature からは、今回の第1草案は「**日本において想定し得るリスクを一旦すべて洗い出し、議論の俎上に上げた段階**」であり、最終的な結論ではないことが強調された。

- 公開情報・専門家知見には限界があり、パブリックコンサルテーションを通じて根拠を補強・修正することが前提
- 各指標には**コンサルテーション質問**を設定し、特に情報が不足している点について積極的な情報提供を求めている
- 無視できないリスクに付された**リスク低減措置**についても、実効性・過剰性・実現可能性の観点から見直しが必要

5. 参加者からの意見・質問

5.1 策定プロセス・スケジュールに対する意見

最も多く示されたのは、**CNRA 策定プロセスそのものへの懸念**であった。

- 数か月という短期間で、日本の森林管理、労働慣行、人権、土地利用といった複雑な実態を十分に評価できるのか疑問
- EUDR 対応を理由にした拙速な進行により、内容の精度や妥当性が犠牲になっていいのではないか
- EUDR の施行が延期された現状を踏まえれば、より丁寧なプロセスを採る余地があるのではないか
- EUDR と直接関係しない日本国内向け木材を主とする多くの認証取得者に、EUDR 水準の管理を一律に求める合理性への疑問

5.2 コンサルタント選定・中立性への懸念

参加者からは、草案作成を担った Preferred by Nature および FoE ジャパンについて、

- 日本の実態に関する知見は十分か
- コンサルタントの主觀や価値観が、リスク判定に過度に反映されていないかといった点が指摘された。

特に、「DD を促すため」「予防的措置として」無視できないリスクとしたとの説明については、**それはリスク評価ではなく、記述者の主義・主觀ではないか**という意見も出された。

5.3 無視できないリスクの判定根拠に関する意見

複数の参加者から、**リスク判定の根拠の弱さ・不透明さ**が指摘された。

- 指標が求めていることと判定根拠としている情報の論理の齟齬
- 誤伐・盗伐等について、統計に表れない「潜在的件数」を考慮するのであれば、その推計方法自体に根拠が必要
- 定量的に極めて小さい事象であっても、定性的な重要性を理由に無視できないリスクとするのは過剰ではないか
- 極少数の事例をもって、すべての管理木材供給者にリスク低減措置と追加コストを課すことの妥当性

これにより、**管理木材制度のコストベネフィットが崩れ、FSC 制度の持続可能性自体が損なわれる可能性**が懸念として示された。

5.4 労働・ジェンダー関連指標への意見

ジェンダー平等や労働に関する指標については、

- 現状でどの程度「リスク」と言えるのかが不明確
- 仮に無視できないリスクとする場合でも、提示されているリスク低減措置が**過度に詳細かつ実務上実現困難**
- 理念的正しさと、現場で実行可能な措置との乖離が大きい

といった意見が出され、**より現実的で段階的な対応策の提示**が求められた

5.5 先住民族（アイヌ）に関する評価への意見

先住民族に関する指標については、

- アイヌ政策推進法に準拠しているにもかかわらず、無視できないリスクとされる点への疑問
- 北海道アイヌ協会など、当事者への十分なヒアリングが実施されているのか

といった意見が出され、「**誰の視点で、何をもってリスクと判断しているのか**」という点が強く問われた。

5.6 EUDRとの関係性に関する意見

参加者からは、以下の考え方も共有された。

- EUDR 対応は、必要とする企業が **Regulatory Module 等の任意ツールで対応すべき**
- CNRA は、日本の法制度・森林管理実態に即したリスク評価とすべき
- 國際的整合性を理由に、国内実態から乖離した厳格さを一律適用することへの違和感

6. 今後の進め方

FSC ジャパンおよびコンサルタントは、時間およびプロセスについては定められており柔軟に対応することが難しいとする一方、集められた意見を検討し、適宜草案に反映することとした。修正案は環境・経済・社会のバランスの取れた理事会において揉むこととし、ステークホルダーの納得できる最終成果物の作成を目指すこととする。